

平成二十四年政令第十五号

福島復興再生特別措置法施行令

内閣は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（福島農林水産業振興施設）

第一条 福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第七条第四項第一号の政令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設その他これに類するものとして農林水産省令で定める施設とする。

一 法第七条第四項第一号イに規定する実施区域において農林水産物を生産する事業

二 福島農林水産物（前号に掲げる事業により生産された農林水産物をいう。以下この条において同じ。）を加工する事業

三 福島農林水産物又はその加工品を販売する事業

四 福島農林水産物を調理して供与する事業

五 福島農林水産物に由来するエネルギー源を電気に変換する事業

（福島復興再生計画に基づいて行う土地改良事業の負担金）

第二条 法第八条第三項の規定により国が福島復興再生計画に基づいて行う土地改良事業についての土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第一項の規定による負担金の額は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、当該土地改良事業に要する費用の額から、福島県が自ら当該土地改良事業を行うこととした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とする。

（復興漁港工事に係る権限の代行）

第三条 農林水産大臣は、法第九條第一項の規定により復興漁港工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第九條第三項の規定により農林水産大臣が漁港管理者（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）以下この項において「漁港法」という。）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。である福島県に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 漁港法第三十六条第一項において準用する漁港法第二十四条第一項の規定により他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時的に材料置場として使用すること。

二 漁港法第三十六条第一項において準用する漁港法第二十四条第三項の規定により損害を補償し、又は相当の使用料を支払うこと。

三 漁港法第三十六条第二項の規定により非常災害のために急迫の必要がある場合に、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は同項各号に掲げる処分をすること。

四 漁港法第三十六条第三項において準用する漁港法第二十四条第三項の規定により損害を補償し、又は相当の使用料を支払うこと。

五 漁港法第三十九条第一項の規定による許可を与えること。

六 漁港法第三十九条第三項の規定により同条第一項の規定による許可に必要な条件を付すること。

七 漁港法第三十九条第四項の規定により同項に規定する者と協議すること。

八 漁港法第三十九条第五項各号列記以外の部分又は同項第二号の規定により区域又は物件の指定をし、及び同条第六項の規定により公示すること。

九 漁港法第三十九条の二第一項の規定により処分をし、又は措置を命ずること。

十 漁港法第三十九条の二第二項の規定により措置をとることを命ずること。

十一 漁港法第三十九条の二第四項前段の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任をした者にこれを行わせ、及び同項後段の規定により公告すること。

十二 漁港法第三十九条の二第五項の規定により工作物等（同条第一項に規定する工作物等という。次号において同じ。）を保管し、及び同条第六項の規定により公示すること。

十三 漁港法第三十九条の二第七項の規定により工作物等を売却し、及びその売却した代金を保管し、同条第八項の規定により工作物等を廃棄し、又は同条第九項の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てること。

十四 漁港法第六十八条の規定により漁港法第三十九条第一項の規定による許可について国土交通大臣に協議すること。

3 前項に規定する農林水産大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域につき、

同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二号、第四号、第十二号又は第十三号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（復興砂防工事に係る権限の代行）

第四条 国土交通大臣は、法第十条第一項の規定により復興砂防工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十条第三項の規定により国土交通大臣が福島県知事に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第八条の規定により砂防工事を施行させ、又は砂防設備の維持をさせること。

二 砂防法第十五条の規定により砂防に関する費用の一部を負担させること。

三 砂防法第十六条の規定により砂防工事の費用を負担させること。

四 砂防法第十七条の規定により砂防工事の費用の一部を負担させること。

五 砂防法第二十二条の規定により土石、砂れき、芝草、竹木及び運搬具を供給させること。

六 砂防法第二十三条第一項の規定により土地に立ち入り、若しくは土地を材料置場等に供し、又は障害物を除却すること。

七 砂防法第三十条の規定により事実を更正し、かつ、必要な設備をすべきことを命ずること。

八 砂防法第三十六条の規定により義務の履行を命ずること。

九 砂防法第三十八条第一項の規定により費用及び過料を徴収すること。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の区域につき、同項の規定により告示された工事の開始の日か

ら工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二号から第四号まで又は第九号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十条第三項の規定により福島県知事に代わって第二項第一号、第七号又は第八号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。

（復興砂防工事に要する費用の負担）

第五条 法第十条第四項の規定により福島県が負担する金額は、復興砂防工事に要する費用の額（砂防法第十六条の規定による負担金があるときは、当該費用の額からその負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、福島県知事が自ら当該復興砂防工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

（復興港湾工事に要する費用の負担）

第六条 法第十一条第三項の規定により福島県が負担する金額は、復興港湾工事に要する費用の額（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二、第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、福島県が自ら当該復興港湾工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

（復興道路工事に係る権限の代行）

第七条 国土交通大臣は、法第十二条第一項の規定により復興道路工事を施行しようとするときは、あらかじめ、路線名、工事の区間及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十二条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第一号及び第三号から第七十号までに掲げる権限並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十四条の三第七

項、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條第一項及び第六十二條後段並びに地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九條の規定による負担金を徴収する権限とする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四條第一項第四十一号若しくは第四十二号に掲げる権限又は前項に規定する負担金を徴収する権限についても、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十二條第三項の規定により同條第一項の地方公共団体に代わつて道路法施行令第四條第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、法第十二條第三項の規定により同條第一項の地方公共団体に代わつて道路法施行令第四條第一項第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法第三十九條の第二項（同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八條の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十二号、第三十四号、第三十五号（道路法第三十二條第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第三十二條第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第四十三号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

（復興道路工事に要する費用の負担）

第八條 法第十二條第四項の規定により同條第一項の地方公共団体が負担する額は、復興道路工事に要する費用の額（道路法第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條ただし書、第六十一條若しくは第六十二條後段又は地方道路公社法第二十九條の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担

基本額」という。）から、当該地方公共団体が自ら当該復興道路工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該地方公共団体に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額（次項において「地方公共団体負担額」という。）とする。

2 国土交通大臣は、法第十二條第一項の規定により復興道路工事を施行する場合においては、同項の地方公共団体に對して、負担基本額及び地方公共団体負担額を通知しなければならない。負担基本額又は地方公共団体負担額を変更した場合も、同様とする。

（復興海岸工事に係る権限の代行）

第九條 主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第一百一十号）第四十條に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、法第十三條第一項の規定により復興海岸工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十三條第三項の規定により主務大臣が海岸管理者（海岸法第二條第三項に規定する海岸管理者をいう。以下同じ。）である福島県知事に代わつて行う権限は、海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一條の五第一項各号に掲げるもの及び次に掲げるものとする。

一 海岸法第三十一條第一項の規定により海岸保全施設等（同法第八條の二第一項第一号に規定する海岸保全施設等をいう。以下この号において同じ。）に関する工事又は海岸保全施設等の維持の費用の全部又は一部を負担させること。

二 海岸法第三十二條第三項の規定により他の工事（同法第十六條第一項に規定する他の工事）をいう。第五項において同じ。）に要する費用の全部又は一部を負担させること。

三 海岸法第三十三條第一項の規定により同法第二條第一項に規定する海岸保全施設に関する工事に要する費用の一部を負担させること。

四 海岸法第三十五條第一項の規定により負担金等（同項に規定する負担金等をいう。以下この号において同じ。）の納付を督促し、又は同條第三項の規定により負担金等及び延滞金を徴収すること。

令第一條の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限にあっては、主務大臣が海岸管理者である福島県知事の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一條の五第一項第九号から第十一号まで、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十七号（海岸法第二十二條第二項並びに同條第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十七條第二項、第三項前段、第四項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定により損失を補償する部分に限る。）、第二十九号、第三十号若しくは第三十五号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 主務大臣は、法第十三條第三項の規定により海岸管理者である福島県知事に代わつて海岸法施行令第一條の五第一項第一号から第三号から第八号まで、第十二号、第十四号から第十六号まで、第二十二号、第二十四号、第二十五号、第三十一号、第三十二号、第三十四号又は第三十五号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。

5 法第十三條第三項の規定により主務大臣が海岸管理者である福島県知事に代わつて第二項に規定する権限を行う場合においては、国は、福島県知事が自ら当該復興海岸工事を施行することとした場合に福島県が海岸法第三十二條第一項の規定により負担すべき他の工事に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。

第十條 法第十三條第四項の規定により福島県が負担する額は、復興海岸工事に要する費用の額（海岸法第三十一條第一項、第三十二條第三項又は第三十三條第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、海岸管理者である福島県知事が自ら当該復興海岸工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

する主務大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、法第十四條第一項の規定により復興地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十四條第三項の規定により主務大臣が福島県知事に代わつて行う権限は、地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第二百二号）第二條第一項各号に掲げるもの及び次に掲げるものとする。

一 地すべり等防止法第三十條の規定により他の都府県に負担金の一部を分担させること。

二 地すべり等防止法第三十八條第一項の規定により負担金（同項に規定する負担金をいう。以下この号において同じ。）の納付を督促し、又は同條第三項の規定により負担金及び延滞金を徴収すること。

3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により告示された工事の区域につき、同項の規定により告示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、地すべり等防止法施行令第二條第一項第十一号から第十三号まで又は前項各号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 主務大臣は、法第十四條第三項の規定により福島県知事に代わつて地すべり等防止法施行令第二條第一項第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十号又は第十一号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。

第十二條 前條の規定により主務大臣が福島県知事の権限を代行する場合においては、国は、当該復興地すべり防止工事に關し、地すべり等防止法施行令第三條各号に掲げる権限を福島県に代わつて行うものとする。

第十三條 法第十四條第四項の規定により福島県が負担する金額は、復興地すべり防止工事に要する費用の額（地すべり等防止法第三十四條第一項、第三十五條第三項又は第三十六條第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、福島県知事が自ら当該復興地すべり防止工事を

施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

第十四条 国土交通大臣は、法第十五条第一項の

規定により復興河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間並びに工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 法第十五条第三項の規定により国土交通大臣

が同条第一項の地方公共団体の長に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。
一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六條第一項第三号（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川区域（同法第六條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。第十五号及び第四十九号において同じ。）を指定し、及び同法第六條第四項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二 河川法第六條第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第六條第二項に規定する高規格堤防特別区域を指定し、及び同条第四項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

三 河川法第六條第三項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第六條第三項に規定する樹林帯区域を指定し、及び同条第四項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

四 河川法第六條第五項の規定により港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十七條第一項第一号において同じ。）又は漁港管理者に協議すること。

五 河川法第六條第六項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により農林水産大臣又は都道府県知事に協議すること。

六 河川法第十五條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事（同法第八條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川工

事をいう。以下この項において同じ。）の施行又は同法第二十四條から第二十七條まで（これらの規定を同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分（当該処分に係る同法第七十五條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分を含む。）について他の河川管理者（同法第七條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）に協議すること。

七 河川法第十七條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により他の工作物（同法第十七條第一項に規定する他の工作物をいう。第三十三号において同じ。）の管理者と協議し、及び同条第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

八 河川法第十八條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により河川工事又は河川の維持を施行させること。

九 河川法第十九條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工事（同法第十八條に規定する他の工事をいう。第三十五号において同じ。）を施行すること。

十 河川法第二十條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事又は河川の維持を行うことを承認すること。

十一 河川法第二十一條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により損失の補償について協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を施行することを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

十二 河川法第二十四條、第二十五條又は第二十六條第一項（これらの規定を同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

十三 河川法第二十六條第四項ただし書（同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第二十六條第四項ただし書に規定する特定樹林帯区域を指定し、及び同条第五項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

十四 河川法第二十七條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

十五 河川法第二十七條第五項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川区域を公示すること。

十六 河川法第三十條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十六條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の許可に係る工作物（以下この項において「許可工作物」という。）の完成検査をし、及び同法第三十條第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物の完成前の使用の承認をすること。

十七 河川法第三十一條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物の廃止の届出を受理し、及び同法第三十一條第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をとることを命ずること。

十八 河川法第三十二條第四項の規定により同法第二十四條若しくは第二十五條の規定による許可又は当該許可についての同法第七十五條の規定による処分に係る事項を通知すること。

十九 河川法第三十四條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十四條又は第二十五條（これらの規定を同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可に基づく権利の譲渡の承認をすること。

二十 河川法第三十七條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可工作物に関する工事を施行すること。

二十一 河川法第五十四條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十四條第一項に規定する河川保全区域を指定し、及び同条第四項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

二十二 河川法第五十五條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十三 河川法第五十六條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この号において準用する場合を含む。）の規定により同法第五十七條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十四 河川法第五十七條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第五十七條第三項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十七條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

二十五 河川法第五十七條第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十七條第三項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

二十六 河川法第五十八條の第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第五十八條の第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第五十八條の第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第五十八條の第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十七 河川法第五十八條の第三項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十八條の第三項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第五十八條の第三項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十八 河川法第五十八條の四第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第五十八條の四第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

二十九 河川法第五十八條の五第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同法第五十八條の五第一項に規定する河川予定立休区域を指定し、及び同条第三項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

三十 河川法第五十八條の六第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。

三十一 河川法第五十八條の六第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十八條の六第三項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）に

五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
三十二 河川法第六十三条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により都府県知事又は市町村長に協議すること。

三十三 河川法第六十六条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議すること。
三十四 河川法第六十七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事又は河川の維持に要する費用の全部又は一部を負担させること。

三十五 河川法第六十八条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他の工事の費用の全部又は一部を負担させること。
三十六 河川法第七十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川工事に要する費用の一部を負担させること。

三十七 河川法第七十四条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。の規定により同法第七十四條第一項に規定する負担金等の納付を督促し、又は同条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により滞納処分をすること。

三十八 河川法第七十五条第一項又は第二項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により処分をすること。ただし、同法第七十五条第二項第五号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、同法第七十五条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による処分をすることはできない。

三十九 河川法第七十五条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。
四十 河川法第七十五条第四項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により工作物を保管し、及び同法第七十五条第五項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示すること。

四十一 河川法第七十五条第六項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により工作物を売却し、及びその売却した代金を保管し、同法第七十五条第七項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により工作物を廃棄し、又は同法第七十五条第八項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てること。
四十二 河川法第七十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第七十六条第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
四十三 河川法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により河川監視員に必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせること。
四十四 河川法第七十八条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により報告を徴し、又はその職員に工事その他の行為に係る場所若しくは事務所若しくは事業所に立ち入り、これを検査させること。
四十五 河川法第八十九条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により他人の占有する土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。
四十六 河川法第八十九条第八項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第八十九条第九項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十二條第四項及び第五項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
四十七 河川法第九十条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可又は承認（この条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。
四十八 河川法第九十一条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。の規定により廃川敷地等（同法第九十一条第一項に規定する廃川敷地等をいう。次号において同じ。）を管理すること。

四十九 河川法第九十二条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により廃川敷地等と新たに河川区域となる土地との交換をすること。
五十 河川法第九十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。の規定により国と協議（当該協議が成立することをもって、同法第九十五条の規定により第十号、第十二号、第十四号、第十六号、第十九号、第二十二号、第二十四号、第二十八号又は第三十号に規定する許可又は承認があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

三 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示された河川の区間につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第十一号、第二十五号、第三十一号から第三十七号まで、第四十号から第四十二号まで、第四十六号、第四十八号又は第四十九号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十五条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体の長に代わつて第二項第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号から第十九号まで、第二十二号、第二十四号、第二十八号、第三十号、第三十三号、第三十八号、第三十九号、第四十七号、第四十九号又は第五十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 法第十五条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体の長に代わつて第二項に規定する権限を行う場合においては、国は、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に当該地方公共団体が河川法第六十三条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。の規定により同法第六十三条第三項に規定する都府県又は市町村に負担させることができる管理に要する費用の一部を、当該地方公共団体に代わつて当該都府県又は市町村に負担させることができる。

第十五条 河川法第十五条第四項の規定により同条第一項の地方公共団体が負担する額は、復興河川工事に要する費用の額（河川法第六十七条、第六十八条第二項若しくは第七十条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。
（復興急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行）
第十六条 国土交通大臣は、法第十六条第一項の規定により復興急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
2 法第十六条第三項の規定により国土交通大臣が福島県知事に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。
一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。）第七条第一項の規定により許可をし、同条第二項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は同条第四項の規定により協議すること。
二 急傾斜地法第八条の規定により許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、若しくは必要な措置をとることを命じ、又は自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。
三 急傾斜地法第九条第三項の規定により必要な措置をとることを勧告すること。
四 急傾斜地法第十条第一項又は第二項の規定により急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。次号において同じ。）の施行を命ずること。
五 急傾斜地法第十一条第一項の規定により土地に立ち入り、急傾斜地崩壊防止工事若しくは急傾斜地法第十条第一項に規定する制限行為の状況を検査し、又はその命じた者若しくは委任した者にこれらの行為をさせること。

四十九 河川法第九十二条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により廃川敷地等と新たに河川区域となる土地との交換をすること。
五十 河川法第九十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。の規定により国と協議（当該協議が成立することをもって、同法第九十五条の規定により第十号、第十二号、第十四号、第十六号、第十九号、第二十二号、第二十四号、第二十八号又は第三十号に規定する許可又は承認があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

三 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示された河川の区間につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第十一号、第二十五号、第三十一号から第三十七号まで、第四十号から第四十二号まで、第四十六号、第四十八号又は第四十九号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十五条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体の長に代わつて第二項第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号から第十九号まで、第二十二号、第二十四号、第二十八号、第三十号、第三十三号、第三十八号、第三十九号、第四十七号、第四十九号又は第五十号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 法第十五条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体の長に代わつて第二項に規定する権限を行う場合においては、国は、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に当該地方公共団体が河川法第六十三条第三項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。の規定により同法第六十三条第三項に規定する都府県又は市町村に負担させることができる管理に要する費用の一部を、当該地方公共団体に代わつて当該都府県又は市町村に負担させることができる。

第十五条 河川法第十五条第四項の規定により同条第一項の地方公共団体が負担する額は、復興河川工事に要する費用の額（河川法第六十七条、第六十八条第二項若しくは第七十条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。
（復興急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行）
第十六条 国土交通大臣は、法第十六条第一項の規定により復興急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
2 法第十六条第三項の規定により国土交通大臣が福島県知事に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。
一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。）第七条第一項の規定により許可をし、同条第二項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は同条第四項の規定により協議すること。
二 急傾斜地法第八条の規定により許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、若しくは必要な措置をとることを命じ、又は自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。
三 急傾斜地法第九条第三項の規定により必要な措置をとることを勧告すること。
四 急傾斜地法第十条第一項又は第二項の規定により急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事をいう。次号において同じ。）の施行を命ずること。
五 急傾斜地法第十一条第一項の規定により土地に立ち入り、急傾斜地崩壊防止工事若しくは急傾斜地法第十条第一項に規定する制限行為の状況を検査し、又はその命じた者若しくは委任した者にこれらの行為をさせること。

六 急傾斜地法第十三条第一項の規定による届出を受理し、又は同条第二項の規定による通知を受理すること。

七 急傾斜地法第十七条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれらの行為をさせること。

八 急傾斜地法第二十六条の規定により報告を求めること。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。

4 国土交通大臣は、法第十六条第三項の規定により福島県知事に代わって第二項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。

第十七条 前条の規定により国土交通大臣が福島県知事の権限を代行する場合には、国は、当該復興急傾斜地崩壊防止工事に関し、次に掲げる権限を福島県に代わって行うものとする。

一 急傾斜地法第十二条第三項の規定により漁港管理者、港湾管理者又は海岸管理者に協議すること。

二 急傾斜地法第十六条第一項の規定により他の工事（同項に規定する他の工事をいう。）を施行すること。

三 急傾斜地法第十七条第二項において準用する急傾斜地法第五条第八項から第十項までの規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四 急傾斜地法第十八条の規定により損失の補償について協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を施行することを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

五 急傾斜地法第二十三条第一項の規定により工事に要する費用の一部を負担させること。

2 前項に規定する国の権限は、前条第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三号から第五号

までに掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。（復興急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の負担）

第十八条 法第十六条第五項の規定により福島県が負担する金額は、復興急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の額（急傾斜地法第二十三条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からその負担金の額を控除した額。以下この条において「負担基本額」という。）から、福島県が自ら当該復興急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とする。（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画又は認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業の負担金）

第十九条 第二条の規定は、法第十七条の十三第三項の規定により国が認定特定復興再生拠点区域復興再生計画又は認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業について準用する。（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事に係る権限の代行）

第二十条 第三条の規定は、法第十七条の十四第一項の規定により農林水産大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等（法第十七条の十五第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等をいう。次から第二十七号までにおいて同じ。）に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事に係る権限の代行）

第二十一条 第四号及び第五号の規定は、法第十七条の十五第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う砂防工事について準用する。この場合において、第四号第二項及び第四項中「法第十条第三項」とあるのは「法第十七条の十五第二項において準用する法第十条第三項」と読み替えるものとする。（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う砂防工事に係る権限の代行等）

第二十一条 第四号及び第五号の規定は、法第十七条の十五第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う砂防工事について準用する。この場合において、第四号第二項及び第四項中「法第十条第三項」とあるのは「法第十七条の十五第二項において準用する法第十条第三項」と、第五号中「法第十条第四項」とあるのは「法第十七条の十五第二項において準用する法第十条第四項」と読み替えるものとする。

（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るもの）に要する費用の負担）

第二十二条 第六条の規定は、法第十七条の十六第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う港湾工事のうち港湾施設の建設又は改良に係るものについて準用する。この場合において、第六条中「法第十一条第三項」とあるのは、「法第十七条の十六第二項において準用する法第十一条第三項」と読み替えるものとする。（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う都道府県道又は市町村道の施設又は改良に関する工事に係る権限の代行等）

第二十三条 第七条及び第八条の規定は、法第十七条の十七第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う都道府県道又は市町村道の施設又は改良に関する工事に係る権限の代行等）

第二十四条 第九条及び第十条の規定は、法第十七条の十八第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う海岸保全施設の施設又は改良に関する工事に係る権限の代行等）

第二十五条 第十一条から第十三条までの規定は、法第十七条の十九第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う地すべり防止工事に係る権限の代行等）

第二十五条 第十一条から第十三条までの規定は、法第十七条の十九第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う地すべり防止工事に係る権限の代行等）

大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う地すべり防止工事について準用する。この場合において、第十一号第二項及び第四項中「法第十四条第三項」とあるのは「法第十七条の十九第二項において準用する法第十四条第三項」と、第十三号中「法第十四条第四項」とあるのは「法第十七条の十九第二項において準用する法第十四条第四項」と読み替えるものとする。（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事に係る権限の代行等）

第二十六条 第十四条及び第十五条の規定は、法第十七条の二十第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事に係る権限の代行等）

第二十七条 第十六条から第十八条までの規定は、法第十七条の二十一第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画等に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事について準用する。この場合において、第十六条第二項及び第四項中「法第十六条第二項」とあるのは「法第十七条の二十一第二項において準用する法第十六条第二項」と、第十八号中「法第十六条第五項」とあるのは「法第十七条の二十一第二項において準用する法第十六条第五項」と読み替えるものとする。（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）

第二十八条 法第十七条の二十五第二項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人に賃借権の設定等を行うため賃借権の設定

等を受ける当該農地所有資格法人の組合員、社員又は株主

二 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六條第一項第二号に掲げる業務の実施によって賃借権の設定等を受ける場合における当該独立行政法人農業者年金基金

三 地方公共団体が対象土地（法第十七條の二十五第二項第一号に規定する土地をいう。以下この条及び次条において同じ。）を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該地方公共団体

四 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二條第二項第一号に規定する法人が対象土地を同号に規定する施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該法人

五 農地法施行令第二條第二項第三号に規定する一般社団法人又は一般財団法人が対象土地を同号に規定する施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合における当該一般社団法人又は一般財団法人

六 前各号に掲げる者のほか、農林水産省令で定める場合において賃借権の設定等を受ける者（賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第二十九條 法第十七條の二十五第三項第二号ただし書の政令で定める場合は、前條第二号から第六号までに規定する場合（同條第三号から第五号までに規定する場合）は、賃借権の設定等を受けた後において、次の各号に掲げる対象土地の利用の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えることとなることに限る。

一 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）法第十七條の二十五第三項第二号イに掲げる要件

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地 その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができること認められること。

三 農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが

適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）その土地を効率的に利用することができること認められること。

（不確知共有者の探索の方法）

第三十條 法第十七條の三十二の政令で定める方法は、共有者不明土地について共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不確知共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一 当該共有者不明土地の登記事項証明書の交付を請求すること。

二 当該共有者不明土地を現に占有する者その他の当該共有者不明土地に係る不確知共有者関連情報を保有する者から取得し、当該共有者不明土地の共有持分を有する者として登録される者（以下この条において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備える者から取得し、当該共有者不明土地の共有持分を有する者として登録される者（以下この条において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備える者から取得し、当該共有者不明土地に係る不確知共有者関連情報の提供を求め

三 第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他の前二号の措置により判明した当該共有者不明土地の共有持分を有する者として登録される者（以下この条において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備える者から取得し、当該共有者不明土地の共有持分を有する者として登録される者（以下この条において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備える者から取得し、当該共有者不明土地に係る不確知共有者関連情報の提供を求め

四 登記名義人等が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明土地の共有持分を有する者として登録される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備える者として登録される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明土地に係る不確知共有者関連情報を保有する者として登録される者に対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求め

五 登記名義人等及び前二号の措置により判明した当該共有者不明土地の共有持分を有する者として登録される者に対し、当該共有者不明土地の共有持分を有する者として登録される者（以下この条において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備える者から取得し、当該共有者不明土地に係る不確知共有者関連情報の提供を求め

六 前各号に掲げる者のほか、農林水産省令で定める場合において賃借権の設定等を受ける者（賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合）

（避難指示・解除区域原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為）

第三十一條 法第三十一條の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 避難指示・解除区域原子力災害代替建築物（法第三十一條に規定する避難指示・解除区域原子力災害代替建築物をいう。次号において同じ。）の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地整備

二 避難指示・解除区域原子力災害代替建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地整備

（特定公共施設）

第三十二條 法第三十二條第一項の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

（公営住宅法施行令の読替え）

第三十三條 法第四十一條第一項の規定により読み替えて適用する公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十四條第一項の規定を適用する場合及び法第四十一條第一項の規定により読み替えて適用する公営住宅法附則第十五項の規定により読み替えて適用する同法第四十四條第一項の規定を適用する場合（同法第二條第二号に規定する公営住宅又は同條第九号に規定する共同施設がその耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるときに限る。）における公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第十三條第一項の規定は、「六分の一」とする。

2 法第四十一條第一項の規定により読み替えて適用する場合における公営住宅法施行令第四十四條の規定の適用については、同項中「四分の一」とあるのは、「六分の一」とする。

第三十四條 法第四十三條の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 原子力災害代替建築物（法第四十三條に規定する原子力災害代替建築物をいう。次号において同じ。）の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地整備

二 原子力災害代替建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該原子力災害代替建築物の改良

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第三十五條 法第四十八條の六第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一号において「読替え後の国共済法」という。第九十九條第二項の規定により機構（法第四十八條の二第二項に規定する機構をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 機構 当該派遣職員（法第四十八條の三第七項に規定する派遣職員をいう。以下この条から第三十七條までにおいて同じ。）に係る読替え後の国共済法第九十九條第二項第三号の規定によりその月に機構及び国が負担すべき金額の合計額に、機構が当該派遣職員に支給した報酬（読替え後の国共済法第二條第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十條第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定又は同條第十六項の規定の例により算定した額と、その月に機構が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替え後の国共済法第二條第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額額（国家公務員共済組合法第四十條第一項に規定する標準報酬月額をいう。第四十四條第一号において同じ。）の基礎となつた報酬月額額と、その月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該派遣職員に係る機構及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）

第三十六條 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四條の二第二項第五号の規

るもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とする。

(機構による出資並びに人的及び技術的援助の対象となる者が実施する事業の範囲)

第五十条 法第百十條第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 機構における新産業創出等研究開発の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業

二 機構における新産業創出等研究開発の成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究開発を行う事業であつて、当該成果を実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて行うもの

三 機構が機構における新産業創出等研究開発の成果を普及し又は実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて当該成果を実用化するためには必要な研究開発を行い又は当該成果を普及し若しくは実用化することについての企画及びあつせんを行う事業

四 機構における新産業創出等研究開発の成果の民間事業者への移転を行う事業

五 機構における新産業創出等研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発その他の事業を実施する者に対し、当該者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、機構における新産業創出等研究開発又はその成果の普及若しくは活用の促進に資するもの

(積立金の処分に係る承認申請の手続)

第五十一条 機構は、法第百二十一条第一項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該承認に係る次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月二十日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第百二十一条第一項の規定による承認を受けようとする金額
二 前号の金額を財源に充てようとする研究開発等業務の内容

2 前項の承認申請書には、法第百二十一条第一項に規定する最後の事業年度(以下「期間最終事業年度」という。)の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の

の復興庁令で定める書類を添付しなければならない。

(政府及び関係地方公共団体に納付すべき納付金の額)

第五十二条 機構が法第百二十一条第二項の規定により政府及び関係地方公共団体(法第九十五条第一項又は第三項の規定により機構に出資した福島地方公共団体をいう。以下この条及び第五十四条において同じ。)にそれぞれ納付すべき納付金の額は、法第百二十一条第二項に規定する残余の額を当該残余の額が生じた中期目標の期間の開始の日における政府及び関係地方公共団体からの出資額(同日後当該中期目標の期間中に政府又は関係地方公共団体から機構に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該中期目標の期間の末日までの日数を当該中期目標の期間の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額)で按分した額とする。

第五十三条 機構は、法第百二十一条第二項及び前条の規定により政府に納付すべき納付金(以下この条において「国庫納付金」という。)の額があるときは、当該国庫納付金の計算書に、当該期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第五十一条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 内閣総理大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3 国庫納付金は、期間最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

4 国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

第五十四条 機構は、法第百二十一条第二項の規定及び第五十二条の規定により関係地方公共団体に納付すべき納付金(以下この条において「地方納付金」という。)の額があるときは、当

該地方納付金の計算書に、当該期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最終事業年度の損益計算書その他の当該地方納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最終事業年度の六月三十日までに、これを関係地方公共団体に提出しなければならない。

2 地方納付金は、期間最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第五十五条 法第百二十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第四十六条の二第五項に規定する事項については、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)第三章の規定を準用する。この場合において、同章中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同令第四条、第六条第一項、第二項及び第四項、第八条、第九条第一項並びに第十条第一項及び第二項中「通則法」とあるのは「福島復興再生特別措置法第百二十五条において準用する通則法」と、同令第五条第二項中「中期目標管理法人(通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。)(以下同じ。)(通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七條第一項において同じ。)(通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人(通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。)(以下同じ。)(通則法第四十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七條第一項において同じ。)(通則法第三十条第二項第五号)とあり、及び同令第七條第一項中「中期目標管理法人の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において通則法第三十五条の十一第三項第五号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第百二十条第三項に規定する中期計画に

第五十六条 法第十條第三項(法第十七條の十五第二項において準用する場合を含む。)(第十二條第三項(法第十七條の十七第二項において準用する場合を含む。)(第十五條第三項(法第十七條の二十第二項において準用する場合を含む。)(第十六條第三項(法第十七條の二十一第二項において準用する場合を含む。))及び第二十九條第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

2 法第十三條第三項(法第十七條の十八第二項において準用する場合を含む。)(規定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。))は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限
農林水産大臣の権限
国土交通大臣の権限

3 法第十四條第三項(法第十七條の十九第二項において準用する場合を含む。)(規定する主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限
地方支分部局の長
地方整備局長
地方農政局長
地方整備局長

4 次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十七條の二十三第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地

において同法第百十三條第二項第五号」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第五十六条 法第十條第三項(法第十七條の十五第二項において準用する場合を含む。)(第十二條第三項(法第十七條の十七第二項において準用する場合を含む。)(第十五條第三項(法第十七條の二十第二項において準用する場合を含む。)(第十六條第三項(法第十七條の二十一第二項において準用する場合を含む。))及び第二十九條第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任する。

2 法第十三條第三項(法第十七條の十八第二項において準用する場合を含む。)(規定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。))は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限
地方支分部局の長
地方整備局長
地方農政局長
地方整備局長

3 法第十四條第三項(法第十七條の十九第二項において準用する場合を含む。)(規定する主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

主務大臣の権限
地方支分部局の長
地方整備局長
地方農政局長
地方整備局長

4 次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十七條の二十三第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地

